

交 規 第 5 3 3 号

平成20年 4 月28日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察交通管制要綱の制定について（通達）

この度、業務の見直しに伴い、埼玉県警察交通管制要綱（昭和49年埼例規第7号・交規）の全部を別添のとおり改正し、平成20年5月1日から運用することとしたから、誤りのないよう
にされたい。

別添

埼玉県警察交通管制要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通の安全と円滑を図るため、県内及び隣接都県における交通情報の迅速的確な把握並びに交通状況に即応した交通管制の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 交通情報

道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条の2第1項の規定に基づき、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が車両の運転者に対して提供する車両の通行に必要な情報であり、交通障害情報、道路使用情報及び交通渋滞情報をいう。

(2) 交通障害情報

交通障害（自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限をいう。）に関する情報（道路使用情報を除く。）をいう。

(3) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業の実施又は競技会等の開催による道路使用に関する情報をいう。

(4) 交通渋滞情報

交通渋滞（車両の過度集中、道路工事、交通事故等の事由により、道路上における車両の交通が混雑し、又は渋滞している状態をいう。）に関する情報をいう。

なお、道路区分に応じた混雑及び渋滞の基準は、次表による。

道路区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外の高速自動車国道及び自動車専用道路	40キロメートル毎時を超え 60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道及び自動車専用道路	20キロメートル毎時を超え 40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	10キロメートル毎時を超え 20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

(注) 「郊外」とは都市部以外の地域を、「都市部」とは市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みのある地域をいう。

(5) 交通管制

交通情報の収集、分析及び提供、交通信号機及び交通情報提供施設の操作並びに警察官に対する交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うことをいう。

(6) 交通管制施設

交通管制を実施するための装置、設備その他の施設をいう。

(7) 交通情報提供施設

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の7第1項第3号に規定する施設をいう。

第3 担当業務

交通部交通規制課交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通流の管理及び調整に関すること。
- (2) 交通情報の収集、分析、提供及び広報に関すること。
- (3) 交通管制施設の制御及び運用に関すること。
- (4) その他交通管制に関すること。

第4 運用責任者

- 1 交通管制センターに運用責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、交通管制センターの適正な管理及び運用に務めるものとする。

第5 運用主任者

- 1 交通管制センターに運用主任者を置き、交通部交通規制課交通管制センター所長をもって充てる。
- 2 運用主任者は、運用責任者の命により、交通管制センターの適正かつ効果的な運用に務めるものとする。

第6 交通情報の収集

- 1 運用責任者は、交通管制施設を効果的に活用するとともに、警察庁、隣接都県警察、道路管理者等との連携を密にして、交通情報の総合的な収集に努めなければならない。
- 2 交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下これらを「警察署

長等」という。)は、あらゆる警察活動を通じて、管轄区域又は担当区域内における交通情報の収集に努めるものとする。

- 3 運用責任者は、収集した交通情報を分析整理し、交通管理上の資料として有効な活用を図らなければならない。

第7 交通情報の報告等

1 交通情報の報告及び通報

- (1) 警察署長等は、交通障害若しくは交通渋滞が発生し、若しくは発生するおそれがあると認める場合又は道路使用が行われる場合は、交通情報の報告(通報)基準(別表第1)に基づき、交通情報報告(通報)書(別記様式第1)により速やかに運用責任者を経て交通部長に報告するとともに、関係所属長に通報するものとする。ただし、急を要するときは電話等により報告し、及び通報することができる。
- (2) 警察官は、交通障害若しくは交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合で必要があると認めるときは、混雑緩和又は危険防止の措置等所要の措置をとった上で、速やかにその状況を運用責任者及び関係所属長に報告するものとする。
- (3) 警察署長等は、前記(1)に定めるもののほか、広域にわたり道路における車両の交通流に影響を与える事象が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合で必要があると認めるときは、運用責任者を経て交通部長に報告するとともに、関係所属長に通報するものとする。
- (4) 交通部高速道路交通警察隊長は、前記(1)又は(3)の報告及び通報を行う場合は、併せて関東管区警察局高速道路管理官に対し通報するものとする。

2 運用責任者による指示

- (1) 運用責任者は、前記1の報告について、必要があると認めるときは、交通障害又は交通渋滞を解消するための必要な措置をとるものとする。この場合において、急を要すると認めるときは、現場に配置された警察官に対し、当該必要な措置を直接指示することができる。
- (2) 運用責任者は、現場に配置された警察官に対し前記(1)の必要な措置を直接指示した場合、速やかに関係所属長にその内容を通報するものとする。

3 広域交通管制の実施

- (1) 交通部長は、前記1の報告を受けた場合において、当該報告が高速自動車国道及び自

動車専用道路における広域交通管制情報報告（通報）基準（別表第2）又は一般国道における広域交通管制情報報告（通報）基準（別表第3）に定める広域交通管制情報の報告（通報）基準に該当するときは、広域交通管制情報報告（通報）表（別記様式第2）により報告し、又は通報するものとする。

- (2) 交通部長は、前記(1)の場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察に対し、う回指導、交通規制等の協力を要請するものとする。
- (3) 交通部長は、他の都道府県警察から広域交通管制情報の通報表を受領した場合において、通行の禁止若しくは制限、道路使用又は交通渋滞に関しての協力要請があったときは、これに応じるものとする。
- (4) 運用責任者は、交通部長の命により、前記(1)から(3)までに係る事務を取り扱うものとする。

第8 交通情報の提供等

1 交通情報の提供

- (1) 運用責任者は、収集した交通情報を分析整理し、必要と認めるものについては、積極的に交通情報提供施設を運用するなどして、正確かつ適切な交通情報の提供を行うものとする。
- (2) 運用責任者は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路情報との調整を図るとともに、報道機関その他関係機関に対し交通情報を提供するものとする。
- (3) 運用責任者は、交通情報に関する問い合わせに対し、正確かつ適切な交通情報の提供に努めるものとする。

2 交通情報提供施設の運用

- (1) 交通情報提供施設の運用は、運用責任者が行うものとする。
- (2) 警察署長等は、特別な事由により交通情報板に通常の表示と異なる表示をする必要があると認める場合は、運用責任者に依頼するものとする。
- (3) 運用責任者は、前記(2)の依頼を受けた場合において、必要があると認めるときは、交通情報板に当該依頼による表示を行うものとする。

第9 交通管制センターの勤務制等

1 勤務制

交通管制センターに勤務する職員（以下「勤務員」という。）の勤務制は、通常勤務及

び交替制勤務とし、その適用者は管制業務を担当する者のうち所属長が指定するものとする。

2 勤務時間

勤務員の勤務時間は、通常勤務に服する者にあつては1週間につき38時間45分とし、交替制勤務に服する者にあつては3週間で平均して1週間につき38時間45分とする。

3 勤務時間の割り振り等

(1) 勤務員の勤務時間の割り振り等は、次表による。

勤務制		区分	勤務時間	勤務		休憩時間
				開始時刻	終了時刻	
		通常勤務	埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第12条第1項に定めるところによる。			
交替制勤務	当番日		15時間30分	午前8時30分	翌日の 午前8時30分	8時間30分
	日勤日		7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	1時間

(2) 交通部交通規制課長は、必要があるときは前記(1)にかかわらず、勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

4 週休日

交通部交通規制課長は、交替制勤務に服する者の週休日を3週間を通じて6日の割合で設けなければならない。

5 交替制勤務の割り振り

交替制勤務は当番、非番又は日勤とし、その割り振りは次のとおりとする。

週	日	1週							2週							3週						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
一部	A		日	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当
	B		指	当		日	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当
二部	C	当		指	当		指	当		日	当		指	当		指	当		指	当		指
	D	当		指	当		指	当		指	当		日	当		指	当		指	当		指
三部	E	指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		日	当		指	当	
	F	指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		日	当	

凡例当：当番日、空欄：非番、指：週休日、日：日勤日（以下繰り返す）

6 勤務計画

交通部交通規制課長は、勤務計画を策定し、勤務員に指示するものとする。

実施日

この通達は、平成20年5月1日から実施する。

実施日（平成21年3月31日務第877号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

別表第1（第7関係）

交通情報報告（通報）基準

道路区分	情報種別	報告（通報）基準	通報先
高速自動車国道及び自動車専用道路	交通障害情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 本線上の通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。）を実施する場合 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、緊急の輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 3 災害対策基本法又は国民保護法に基づき、市町村長又は知事が警戒区域を設定し、又は解除した場合 4 6時間以上の車線規制を行う場合 	交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長及び関係警察署長
	道路使用情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 本線上の通行禁止を必要とする場合 2 6時間以上の車線規制を実施する場合 3 対面通行又は片側交互通行を必要とする場合 4 道路使用の区間が2以上の都県に及ぶ場合 	
	交通渋滞情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 20キロメートル以上の渋滞が3時間以上継続し、又は継続が予想される場合 2 その他渋滞の原因又は形態が特異で、大きな社会的反響が予想される場合 	
一般国道	交通障害情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 全面通行禁止を実施する場合 2 対面通行、片側交互通行又は車線規制を必要とする場合 3 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法又は国民保護法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する場合 4 災害対策基本法又は国民保護法に基づき、市町村長又は知事が警戒区域を設定し、又は解除した場合 	交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長及び関係警察署長
	道路使用情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 全面通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。）を伴う工事等が行われる場合 2 対面通行、片側交互通行又は車線規制を必要とする工事等が行われる場合 	
	交通渋滞情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 2キロメートル以上の渋滞又は混雑が発生し、又は発生が予想される場合 2 その他渋滞の原因又は形態が特異で、大きな社会的反響が予想される場合 	
県道	交通障害情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 全面通行禁止を実施する場合 2 対面通行、片側交互通行又は車線規制を必要とし、2 	交通部交通機動隊長及

		キロメートル以上の渋滞又は混雑の発生が予想される場合	び隣接警察署長
	道路使用情報	1 全面通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。）を伴う工事等が行われる場合 2 対面通行、片側交互通行又は車線規制を必要とする工事等が行われ、2キロメートル以上の渋滞又は混雑の発生が予想される場合	
	交通渋滞情報	1 2キロメートル以上の渋滞又は混雑が発生し、又は発生が予想される場合 2 その他渋滞の原因又は形態が特異で、大きな社会的反響が予想される場合	
市町村道	交通障害情報	交通障害が発生し、又は発生するおそれがあり、その影響が2以上の警察署の管内に及ぶおそれがある場合	必要により隣接警察署長
	道路使用情報	工事等が行われることにより、一般国道に影響を及ぼすおそれがある場合	
	交通渋滞情報	1 キロメートル以上の渋滞又は混雑が発生し、その影響が2以上の警察署の管内に及ぶおそれがある場合	

別表第2（第7関係）

高速自動車国道及び自動車専用道路における広域交通管制情報報告（通報）基準

通報区分	情報種別	通報基準	報告（通報）先
A	交通障害情報	1 24時間を超える本線通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。）が予想される場合 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、緊急の輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 3 災害対策基本法又は国民保護法に基づき、市町村長又は知事が警戒区域を設定し、又は解除した場合	警察庁、全管区警察 局及び全都道府 県警察
	道路使用情報	7日以上の本線通行禁止を必要とする場合（時間規制を含む。）	
	交通渋滞情報	渋滞の原因又は形態が特異で、社会的に大きな反響が予想される場合	
B	交通障害情報	1 3時間を超え24時間以内の本線通行禁止が予想される場合 2 7日以上の本線規制を実施する場合	警察庁、関東管区 警察局並びに特に 通報連絡を必要と 認める管区警察 又は都道府県警察 及びこれを管轄す る管区警察
	道路使用情報	1 6日以内の本線通行禁止を必要とする場合（時間規制を含む。） 2 対面通行又は片側交互通行を必要とする場合 3 6時間以上の車線規制を7日以上実施する場合 4 道路使用の区間が2以上の都県にわたる場合	
	交通渋滞情報	30キロメートルを超える渋滞が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	
C	交通障害情報	1 1時間を超え3時間以内の本線通行禁止が予想される場合 2 6時間以上6日以内の本線規制を実施する場合	関東管区警察 局並びに特に通 報連絡を必要と 認める管区警 察局又は都道 府県警察及び これを管轄する 管区警察
	道路使用情報	6時間以上の車線規制を1日以上6日以内実施する場合	
	交通渋滞情報	20キロメートル以上30キロメートル以内の渋滞が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	

別表第3（第7関係）

一般国道における広域交通管制情報報告（通報）基準

通報区分	情報種別	通報基準	報告（通報）先
A	交通障害情報	1 3日以上全面通行禁止が続くことが予想される場合 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、緊急の輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 3 災害対策基本法又は国民保護法に基づき、市町村長又は知事が警戒区域を設定し、又は解除した場合	警察庁、全管区警察局及び全都道府県警察
	道路使用情報	社会的に大きな反響が予想される場合	
	交通渋滞情報	渋滞の原因又は形態が特異で、社会的に大きな反響が予想される場合	
B	交通障害情報	6時間を超え3日以内の全面通行禁止が予想される場合	関東管区警察局及び隣接管区警察局、関東管区警察局内の都県警察並びに関係道府県警察
	道路使用情報	1 6時間を超える全面通行禁止を伴う工事等が行われる場合 2 3日を超える車線規制又は交互通行が行われる場合	
	交通渋滞情報	30キロメートルを超える渋滞が1時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	
C	交通障害情報	1 2時間を超え6時間以内の全面通行禁止が予想される場合 2 例年、冬期に積雪等がない道路において、積雪等のため1時間以内の通行禁止が行われる場合	関東管区警察局、隣接管区警察局及び関係道府県警察
	道路使用情報	30分以上6時間以内の全面通行禁止が行われる場合	
	交通渋滞情報	10キロメートルを超え30キロメートル以内の渋滞が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	

（注） 一般国道とは、2以上の都県にまたがる一般国道をいう。

別記様式第1 (第7関係)

第 号
年 月 日

発 信 者	
受 信 者	

殿

署 (隊) 長

交通情報報告 (通報) 書

種別	<input type="checkbox"/> 交通障害情報 <input type="checkbox"/> 道路使用情報 <input type="checkbox"/> 交通渋滞情報			
発生 (使用) 日時 (期間)	年 月 日 午 (前・後) 時 分から			
	年 月 日 午 (前・後) 時 分までの間			
発生 (使用) 場所 (区間)	区 分	<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自専 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> その他		
	路線名	線 (上 (内) ・下 (外))		
規制内容	開始日時	月 日 時 分	規制	時間 分
	解除日時	月 日 時 分	時間	
原因、内容等				
う回路	無・有	路線名	線	
要請事項				
参考事項				

担当者 警察署 (隊) 氏名 (警電)

(注) 現場付近の略図を添付すること。

別記様式第2（第7関係）

広域交通管制情報報告（通報）表

		区分		A B C		
交通情報の種別	<input type="checkbox"/> 交通障害 <input type="checkbox"/> 道路使用 <input type="checkbox"/> 交通渋滞					
発生（使用）	年	月	日	午（前・後）	時	分から
日時（期間）	年	月	日	午（前・後）	時	分までの間
発生（使用） 場所（区間）	区 分		<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 専 <input type="checkbox"/> 国道			
	路線名					
						線（上（内）・下（外））
規制内容	区 間					
	開始日時	月	日	時	分	規制時間 時間 分
	解除日時	月	日	時	分	
<input type="checkbox"/> 通行禁止全面・車両（ ） <input type="checkbox"/> 一方通行（ ） <input type="checkbox"/> 最高速度（ ） <input type="checkbox"/> タイヤチェーン等装着 <input type="checkbox"/> ブース規制等（ ）						
原因、内容等						
う回路	無・有	路線名			線	
交通障害等解除の見通し	<input type="checkbox"/> 月 日 時 分ころ <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他					
協力要請事項	道路管理者等への通報（ ） 道路管理者の措置 （ ）					
関連情報	<input type="checkbox"/> 交通障害による交通渋滞発生場所（渋滞長） <input type="checkbox"/> 道路使用による交通渋滞発生場所（渋滞長）					
参考事項						